

令和2年12月三宅町議会第4回定例会 [第1号]

議 事 日 程

令和2年11月30日 月曜日
午前9時00分 開 会

開 会 宣 言

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 選挙第 2号 | 議長の選挙 |
| 日程第 2 | 選挙第 3号 | 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙 |
| 日程第 3 | 選挙第 4号 | 国保中央病院組合議会議員の選挙 |
| 日程第 4 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 5 | | 会 期 の 決 定 |
| 日程第 6 | 諸 般 の 報 告 | |
| | (1) | 三宅町議会改革調査特別委員会委員長報告 |
| 日程第 7 | 議案第37号 | 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第38号 | 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第39号 | 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について |
| 日程第10 | 議案第40号 | 令和2年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第11 | 議案第41号 | 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第42号 | 令和2年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第43号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第44号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第45号 | 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第46号 | 奈良県広域消防組合規約の一部を改正する規約の制定について |
| 日程第17 | 議案第47号 | 天理市、山添村、川西町及び三宅町の一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について |
| 日程第18 | 議案第48号 | 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について |

令和2年12月三宅町議会第4回定例会会期日程表

令和2年11月30日 水曜日

12日間

令和2年12月11日 金曜日

目次	開会日	曜日	時間	会議の種別
第1日目	11月30日	月曜日	午前9時	定例会開会
第2日目	12月1日	火曜日		休会
第3日目	12月2日	水曜日		休会
第4日目	12月3日	木曜日		休会
第5日目	12月4日	金曜日		休会
第6日目	12月5日	土曜日		休会
第7日目	12月6日	日曜日		休会
第8日目	12月7日	月曜日	午前9時30分 午後1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第9日目	12月8日	火曜日		休会
第10日目	12月9日	水曜日		休会
第11日目	12月10日	木曜日		休会
第12日目	12月11日	金曜日	午前10時	議会再開

選挙第2号

議 長 の 選 挙

地方自治法第103条第1項の規定により議長を選挙するものとする。

令和2年11月30日 提出

三 宅 町 議 会

記

1. 議 長

選挙第 3 号

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙

川西町・三宅町式下中学校組合規約第 5 条第 2 項の規定により
議員を選挙するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

三 宅 町 議 会

記

選挙第4号

国保中央病院組合議会議員の選挙

国保中央病院組合理約第5条第2項の規定により議員を選挙するものとする。

令和2年11月30日 提出

三 宅 町 議 会

記

令和 2 年度

三宅町一般会計
第 6 回補正予算書

令和 2 年度三宅町一般会計第 6 回補正予算

令和 2 年度の三宅町一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 19,867 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,335,442 千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	1,303,259	△18,140	1,285,119
	1 国庫負担金	168,482	1,980	170,462
	2 国庫補助金	1,132,283	△20,120	1,112,163
15	県支出金	206,628	△1,407	205,221
	1 県負担金	105,484	990	106,474
	2 県補助金	85,438	△2,397	83,041
20	諸収入	22,669	△320	22,349
	6 雑入	22,617	△320	22,297
歳 入 合 計		5,355,309	△19,867	5,335,442

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,381,644	△6,987	2,374,657
	1 総務管理費	2,288,827	△6,099	2,282,728
	4 選挙費	10,550	△888	9,662
3	民生費	1,166,908	6,990	1,173,898
	1 社会福祉費	751,078	4,830	755,908
	2 児童福祉費	415,830	2,160	417,990
4	衛生費	274,461	720	275,181
	1 保健衛生費	159,864	720	160,584
6	農林水産業費	60,950	△2,454	58,496
	1 農業費	60,295	△2,454	57,841
8	土木費	421,061	△634	420,427
	2 道路橋梁費	150,438	312	150,750
	3 都市計画費	187,168	△946	186,222
10	教育費	311,430	△4,551	306,879
	1 教育総務費	89,194	△4,100	85,094
	2 小学校費	81,053	1,010	82,063
	5 社会教育費	52,327	△1,461	50,866
12	公債費	357,444	△11,000	346,444
	1 公債費	357,444	△11,000	346,444
14	予備費	30,878	△1,951	28,927
	1 予備費	30,878	△1,951	28,927
歳 出 合 計		5,355,309	△19,867	5,335,442

第2表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
三宅町保健福祉施設あざさ苑指定管理事業	令和3年度 ┆ 令和5年度	千円 125,100
三宅町学校給食調理等業務	令和3年度 ┆ 令和5年度	千円 59,805
三宅町外国語指導助手派遣業務	令和3年度 ┆ 令和5年度	千円 5,940

1 総括
(歳入)

5

(歲 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

△18,140千円

1 項 国庫負担金

1,980千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生負担金	千円 168,302	千円 1,980	千円 170,282
計	168,482	1,980	170,462

1 4 款 国庫支出金

△18,140千円

2 項 国庫補助金

△20,120千円

1 総務補助金	976,484	△21,859	954,625
2 民生補助金	67,943	976	68,919
3 衛生補助金	2,180	253	2,433
8 教育補助金	5,954	510	6,464
計	1,132,283	△20,120	1,112,163

1 5 款 県支出金

△1,407千円

1 項 県負担金

990千円

2 民生負担金	105,394	990	106,384
---------	---------	-----	---------

節		説	明
区 分	金 額		
6 社会福祉負担金	千円 1,980	障害者自立支援費等負担金	千円 1,980

2 特別定額給付金事業補助金	△21,859	特別定額給付金給付事業費補助金 特別定額給付金給付事務費補助金	△8,100 △13,759
1 社会福祉補助金	112	地域生活支援事業補助金	112
2 児童福祉補助金	220	子ども・子育て支援事業費補助金	220
3 老人福祉補助金	644	地域介護・福祉空間整備等交付金	644
1 保健衛生補助金	253	保健事業補助金	253
1 小学校補助金	510	要保護児童生徒援助費補助金 学校保健特別対策事業費補助金	10 500

4 社会福祉負担金	990	障害者自立支援費等負担金	990
-----------	-----	--------------	-----

15款 県支出金
1項 県負担金

△1,407千円
990千円

目	補正前の額	補正額	計
計	千円 105,484	千円 990	千円 106,474

15款 県支出金
2項 県補助金

△1,407千円
△2,397千円

2 民生補助金	49,597	56	49,653
4 農林水産業補助金	19,911	△2,453	17,458
計	85,438	△2,397	83,041

20款 諸収入
6項 雑入

△320千円
△320千円

1 雑入	22,567	△320	22,247
計	22,617	△320	22,297

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 社会福祉補助金	56	地域生活支援事業補助金	56
1 農業補助金	△2,453	機構集積支援事業補助金	△2,453

6 事業参加費	△320	社会教育課事業参加費	△320

3 歳 出

2 款 総務費
1 項 総務管理費

△6, 987千円
△6, 099千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 294, 061	千円 1, 757	千円 295, 818	千円	千円	千円	千円 1, 757
4 企画費	132, 975	14, 000	146, 975				14, 000
10 特別定額給 付金事業	711, 427	△21, 856	689, 571	△21, 859			3
計	2, 288, 827	△6, 099	2, 282, 728	△21, 859	0	0	15, 760

2 款 総務費
4 項 選挙費

△6, 987千円
△888千円

6 町長選挙費	4, 729	△888	3, 841				△888
---------	--------	------	--------	--	--	--	------

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	千円 57	消耗品費	千円 57
12 役務費	28	手数料	28
18 備品購入費	1,672	備品購入費	1,672
19 負担金補助及 び交付金	14,000	補助金	14,000
11 需用費	△659	事業関係需用費	△659
12 役務費	△2,950	事業関係役務費	△2,950
13 委託料	△5,372	事業関係委託料	△5,372
14 使用料及び賃 借料	△80	事業関係使・賃借料	△80
18 備品購入費	△4,695	事業関係備品購入費	△4,695
19 負担金補助及 び交付金	△8,100	事業関係負担金	△8,100

1 報酬	△18	委員報酬	△18
3 職員手当等	△153	時間外勤務手当	△153
11 需用費	△88	消耗品費	△8
		印刷製本費	△80
12 役務費	△20	通信運搬費	△20

2 款 総務費

△6,987千円

4 項 選挙費

△888千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	10,550	△888	9,662	0	0	0	△888

3 款 民生費

6,990千円

1 項 社会福祉費

4,830千円

1 社会福祉総務費	407,600	4,186	411,786	3,138			1,048
2 老人福祉費	191,667	644	192,311	644			
計	751,078	4,830	755,908	3,782	0	0	1,048

3 款 民生費

6,990千円

2 項 児童福祉費

2,160千円

1 児童福祉総務費	152,498	2,160	154,658	220			1,940
計	415,830	2,160	417,990	220	0	0	1,940

4 款 衛生費

720千円

1 項 保健衛生費

720千円

1 保健衛生総務費	159,458	720	160,178	253			467
-----------	---------	-----	---------	-----	--	--	-----

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	千円 △384	その他委託料	千円 △384
14 使用料及び賃 借料	△225	使用料 賃借料	△50 △175

13 委託料	225	その他委託料	225
20 扶助費	3,961	扶助費	3,961
19 負担金補助及 び交付金	644	補助金	644

13 委託料	330	電算事務委託料	330
20 扶助費	1,830	扶助費	1,830

12 役務費	27	手数料	27
13 委託料	693	その他委託料	693

4 款 衛生費 720千円
1 項 保健衛生費 720千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 159,864	千円 720	千円 160,584	千円 253	千円 0	千円 0	千円 467

6 款 農林水産業費 △2,454千円
1 項 農業費 △2,454千円

1 農業委員会 費	15,121	△2,454	12,667	△2,453			△1
計	60,295	△2,454	57,841	△2,453	0	0	△1

8 款 土木費 △634千円
2 項 道路橋梁費 312千円

1 道路維持費	24,878	312	25,190				312
計	150,438	312	150,750	0	0	0	312

8 款 土木費 △634千円
3 項 都市計画費 △946千円

4 下水道費	176,610	△946	175,664				△946
計	187,168	△946	186,222	0	0	0	△946

10 款 教育費 △4,551千円
1 項 教育総務費 △4,100千円

2 事務局費	87,699	△4,100	83,599				△4,100
計	89,194	△4,100	85,094	0	0	0	△4,100

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

13 委託料	△2,454	その他委託料	△2,454

12 役務費	312	事業関係役務費	312

28 繰出金	△946	公下会計繰出金	△946

19 負担金補助及 び交付金	△4,100	補助金	△4,100

10款 教育費

△4,551千円

2項 小学校費

1,010千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 56,646	千円 1,010	千円 57,656	千円 500	千円	千円	千円 510
2 教育振興費	8,071	0	8,071	10			△10
計	81,053	1,010	82,063	510	0	0	500

10款 教育費

△4,551千円

5項 社会教育費

△1,461千円

1 社会教育総務費	7,571	△1,461	6,110			△320	△1,141
計	52,327	△1,461	50,866	0	0	△320	△1,141

12款 公債費

△11,000千円

1項 公債費

△11,000千円

1 元金	341,369	△9,000	332,369				△9,000
2 利子	16,075	△2,000	14,075				△2,000
計	357,444	△11,000	346,444	0	0	0	△11,000

14款 予備費

△1,951千円

1項 予備費

△1,951千円

1 予備費	30,878	△1,951	28,927				△1,951
計	30,878	△1,951	28,927	0	0	0	△1,951

節		説 明
区 分	金 額	
18 備品購入費	千円 1,010	備品購入費 千円 1,010
		財源更正

8 報償費	△127	報償費 △127
11 需用費	△178	食糧費 △178
14 使用料及び賃借料	△1,156	使用料 △257 賃借料 △899

23 償還金利子及び割引料	△9,000	償還金利子及び割引料 △9,000
23 償還金利子及び割引料	△2,000	償還金利子及び割引料 △2,000

令和 2 年度

三宅町国民健康保険特別会計
第 3 回補正予算書

令和 2 年度三宅町国民健康保険特別会計第 3 回補正予算

令和 2 年度の三宅町国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 7 2 3, 3 9 8 千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	7,211	770	7,981
	1 総務管理費	7,175	770	7,945
9	予備費	1,668	△770	898
	1 予備費	1,668	△770	898
歳 出 合 計		723,398	0	723,398

1 総括
(歳出)

4

[illegible]

2 歳 出

1 款 総務費

770千円

1 項 総務管理費

770千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,221	千円 770	千円 5,991	千円	千円	千円	千円 770
計	7,175	770	7,945	0	0	0	770

9 款 予備費

△770千円

1 項 予備費

△770千円

1 予備費	1,668	△770	898				△770
計	1,668	△770	898	0	0	0	△770

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 770	電算事務委託料	千円 770

令和 2 年度

三宅町後期高齢者医療特別会計
第 2 回補正予算書

令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算

令和2年度の三宅町後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ657千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,440千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出
三宅町長 森田浩司

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	諸収入	4,641	107	4,748
	2 償還金及び還付加算金	101	107	208
8	国庫支出金	0	550	550
	1 国庫補助金	0	550	550
	歳入合計	132,783	657	133,440

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	2,165	550	2,715
	1 総務管理費	1,089	550	1,639
4	諸支出金	101	107	208
	1 償還金及び還付加算金	101	107	208
歳 出 合 計		132,783	657	133,440

1 総括
(歳入)

5

(歲 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

6 款 諸収入 107千円

2 項 償還金及び還付加算金 107千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 保険料還付金	100	103	203
2 還付加算金	1	4	5
計	101	107	208

8 款 国庫支出金 550千円

1 項 国庫補助金 550千円

1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	550	550
計	0	550	550

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保険料還付金	千円 103	保険料還付金	千円 103
1 還付加算金	4	還付加算金	4

1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	550	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	550

3 歳 出

1 款 総務費

550千円

1 項 総務管理費

550千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 1,089	千円 550	千円 1,639	千円 550	千円	千円	千円
計	1,089	550	1,639	550	0	0	0

4 款 諸支出金

107千円

1 項 償還金及び還付加算金

107千円

1 保険料還付金	100	103	203			103	
2 還付加算金	1	4	5			4	
計	101	107	208	0	0	107	0

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 550	電算事務委託料	千円 550

23 償還金利子及 び割引料	103	返還金	103
23 償還金利子及 び割引料	4	返還金	4

令和 2 年度

三宅町介護保険特別会計
第 2 回補正予算書

令和２年度三宅町介護保険特別会計第２回補正予算

令和２年度の三宅町介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，９５４千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８３０，８１３千円とする。
- ２ 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月３０日提出
三宅町長 森 田 浩 司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	国庫支出金	187,460	1,954	189,414
	2 国庫補助金	52,672	1,954	54,626
歳 入 合 計		828,859	1,954	830,813

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	12,337	3,125	15,462
	1 総務管理費	2,662	990	3,652
	3 介護認定審査会費	8,267	2,135	10,402
5	地域支援事業費	51,417	401	51,818
	2 包括的支援事業・任意事業費	18,082	401	18,483
8	基金積立金	18,900	△1,572	17,328
	1 基金積立金	18,900	△1,572	17,328
歳 出 合 計		828,859	1,954	830,813

1 総括
(歳入)

5

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

4 款 国庫支出金

1,954千円

2 項 国庫補助金

1,954千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険事業費補助金	千円 0	千円 880	千円 880
6 保険者機能強化推進交付金	768	1,074	1,842
計	52,672	1,954	54,626

節		説	明
区 分	金 額		
2 介護保険制度 改正に伴うシ ステム改修事 業補助金	千円 880	介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金	千円 880
1 保険者機能強 化推進交付金	134	保険者機能強化推進交付金	134
2 介護保険者努 力支援交付金	940	介護保険者努力支援交付金	940

3 歳 出

1 款 総務費 3,125千円

1 項 総務管理費 990千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 2,123	千円 990	千円 3,113	千円 279	千円	千円	千円 711
計	2,662	990	3,652	279	0	0	711

1 款 総務費 3,125千円

3 項 介護認定審査会費 2,135千円

1 認定調査等 費	3,975	2,135	6,110	601			1,534
計	8,267	2,135	10,402	601	0	0	1,534

5 款 地域支援事業費 401千円

2 項 包括的支援事業・任意事業費 401千円

2 介護予防ケ アマネジメ ント事業費	13,400	0	13,400	940			△940
6 任意事業費	2,253	401	2,654	134			267
計	18,082	401	18,483	1,074	0	0	△673

8 款 基金積立金 △1,572千円

1 項 基金積立金 △1,572千円

1 介護給付費 準備基金積 立金	18,900	△1,572	17,328				△1,572
計	18,900	△1,572	17,328	0	0	0	△1,572

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 990	電算事務委託料 千円 990

13 委託料	1,788	電算事務委託料 1,788
18 備品購入費	347	備品購入費 347

		財源更正
13 委託料	401	その他委託料 401

25 積立金	△1,572	介護給付費準備基金積立金 △1,572

令和 2 年度

三宅町公共下水道事業特別会計
第 1 回補正予算書

令和２年度三宅町公共下水道事業特別会計第１回補正予算

令和２年度の三宅町公共下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８００千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１７，２００千円とする。

２ 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月３０日提出
三宅町長 森 田 浩 司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	165,337	△946	164,391
	1 一般会計繰入金	165,337	△946	164,391
4	諸収入	1	146	147
	2 雑入	1	146	147
	歳 入 合 計	318,000	△800	317,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公共下水道事業費	79,489	0	79,489
	1 公共下水道費	79,489	0	79,489
2	公債費	238,009	△800	237,209
	1 公債費	238,009	△800	237,209
歳 出 合 計		318,000	△800	317,200

1 総括
(歳入)

5

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

3 款 繰入金

△946千円

1 項 一般会計繰入金

△946千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 165,337	千円 △946	千円 164,391
計	165,337	△946	164,391

4 款 諸収入

146千円

2 項 雑入

146千円

1 過年度収入	0	146	146
計	1	146	147

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 △946	一般会計繰入金	千円 △946

1 消費税還付金	146	消費税還付金	146

3 歳 出

1 款 公共下水道事業費

0千円

1 項 公共下水道費

0千円

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1 一般管理費	65,757	0	65,757			146	△146
計	79,489	0	79,489	0	0	146	△146

2 款 公債費

△800千円

1 項 公債費

△800千円

1 元金	210,422	100	210,522				100
2 利子	27,587	△900	26,687				△900
計	238,009	△800	237,209	0	0	0	△800

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		財源更正 千円

23 償還金利子及 び割引料	100	償還金利子及び割引料 100
23 償還金利子及 び割引料	△900	償還金利子及び割引料 △900

令和 2 年 度

三宅町水道事業会計第 1 回補正予算

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

三宅町長 森 田 浩 司

令和2年度三宅町水道事業会計第1回補正予算

第1条 令和2年度三宅町水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度三宅町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入（科 目）	（既決予算額）千円	（補正予算額）千円	（計） 千円
第11款 水道事業収益	180,795	0	180,795
第01項 営業収益	149,657	0	149,657
第05項 営業外収益	31,128	0	31,128
第10項 特別利益	10	0	10

支 出（科 目）	（既決予算額）千円	（補正予算額）千円	（計） 千円
第21款 水道事業費用	218,136	0	222,833
第01項 営業費用	174,728	0	174,728
第05項 営業外費用	5,098	0	5,098
第10項 特別損失	36,310	4,697	41,007
第15項 予備費	2,000	0	2,000

令和 2 年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考 (円)
21 水道事業費用			218,136	4,697	222,833	
	10 特別損失		36,310	4,697	41,007	
		20 その他特別 損失	36,300	4,697	40,997	

令和 2 年度 補正予算内訳書
収益的収入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節	金 額	
21 水道事業 費用		(千円) 218,136	(千円) 4,697	(千円) 222,833			(円)
10 特別損失		36,310	4,697	41,007			
	20 その他 特別損失	36,300	4,697	40,997			
					280 その他特別 損失	4,697	浄水場土地建物 総合補償業務 4,697,000円

議案第 4 3 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 8 月三宅町条例第 3 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出
三宅町長 森田 浩司

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月三宅町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第15条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月三宅町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第15条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、交付の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の給与条例は、施行日現在において在職する職員にのみ適用する。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月3日条例第38号）の一部を改正する条例新旧対照表（第2条）

改正後	現行
(期末手当) 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4 ～ 6 (略)	(期末手当) 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4 ～ 6 (略)

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月3日条例第38号）の一部を改正する条例新旧対照表（第1条）

改正後	現行
(期末手当) 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4 ～ 6 (略)	(期末手当) 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4 ～ 6 (略)

議案第 4 4 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 3 1 年 9 月三
宅町条例第 4 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出
三宅町長 森田 浩司

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三宅町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三宅町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和31年条例第46号)の一部を改正する条例 新旧対照表 (第1条)

改正後	現行
(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。	(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>」とする。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和31年条例第46号)の一部を改正する条例 新旧対照表 (第2条)

改正後	現行
(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6</u>月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175」とする。	(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。

議案第45号

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月30日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の182.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の177.5」を「6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の180」に改める。

附則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成２０年９月三宅町条例第２０号）の一部を改正する条例新旧対照表（第１条）

改正後	現行
(期末手当) 第５条 略 ２ 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第１５条第２項中「<u>１００分の１２５</u>」とあるのは「<u>１００分の１７７．５</u>」とする。	(期末手当) 第５条 略 ２ 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第１５条第２項中「<u>１００分の１３０</u>」とあるのは「<u>６月に支給する場合においては１００分の１６７．５、１２月に支給する場合においては１００分の１８２．５</u>」とする。

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例新旧対照表（第2条）

改正後	現行
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の場合、<u>「6月に支給する場合は100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の165、12月に支給する場合は100分の180」とする。</u>	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の場合、<u>「100分の125」とあるのは「100分の177.5」とする。</u>

議案第 4 6 号

奈良県広域消防組合同規約の一部を改正する規約の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、奈良県広域消防組合同規約（平成 26 年奈良県指令市町村第 1020 号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

三宅町長 森 田 浩 司

（提案理由）

管理者、副管理者等の人数及び選任方法、附属機関、経費の負担等について、同組合同規約に所要の変更を行いたいため。

奈良県広域消防組合規約の一部を改正する規約

奈良県広域消防組合規約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「別表第1の区分を構成する市町村」を「別表（え）欄に掲げる市町村」に、「同表の区分ごとにそれぞれ同表に定める」を「同表（う）欄に掲げる」に改める。

第8条第2項中「2人を置く」を「6人を置き、その1人を代表副管理者とする」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「管理者の属する市町村以外の組合市町村の長の互選により定める。」を「管理者以外の代表市町村長をもって充てる。」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「管理者は、」の次に「別表（あ）欄に掲げる区分ごとに同表（い）欄に掲げる市町村の長の互選により定める代表市町村長（以下「代表市町村長」という。）の中から、組合の条例で定める総会において」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副管理者の定数は、組合の条例で増加することができる。

第8条に次の1項を加える。

6 代表副管理者は、副管理者の互選により定める。

第10条を次のように改める。

（管理者等の任期）

第10条 管理者、代表副管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）並びに代表市町村長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、代表市町村長は別表（い）欄に掲げる代表市町村長の選出区分を組織する市町村の長の許可をもって辞任することができる。

3 管理者等及び代表市町村長が組合市町村の長の職を失ったときは、同時に管理者等及び代表市町村長の職を失う。

4 管理者等及び代表市町村長がその職を辞し又は失ったとき、補欠の管理者等及び代表市町村長の任期は、前任の残任期間とする。

第13条の見出しを「（正副管理者会議）」に改め、同条第1項中「事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。」を「運営に関する重要事項等の意思決定を行うため、正副管理者会議を置く。」に改め、同条第2項中「運営協議会の委員は、別表第1の区分ごとにそれぞれ同表に定める当該区分を構成する市町村の長の代表者各1人をもって充てる。」を「正副管理者会議は、管理者等をもって構成する。」に改め、同条第3項中「運営協議会」を「正副管理者会議」に、「管理者が」を「組合の条例で」に改める。

第15条を削る。

第3章中第14条の次に次の1条を加える。

（附属機関）

第15条 組合に企画調整会議を置く。

2 企画調整会議は、管理者の諮問に応じ、消防に関する事項について調査審議する。

3 前項に定めるもののほか、企画調整会議について、必要な事項は別に定める。

第16条を次のように改める。

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、組合市町村の分担金、手数料、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

第4章中第16条の次に次の1条を加える。

(経費の負担)

第17条 前条の分担金は、その総額を基準財政需要額割、救急出動件数割等に基づき算出するものとし、その割合は組合の条例で定める。

2 管理者が、前項の規定によることが適当でないと認める経費については、関係市町村の協議により負担の方法を定めるものとする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第5条、第8条、第10条関係)

(あ)	(い)	(う)	(え)
代表市町村長の選出区分	代表市町村長の選出区分を構成する市町村	議員の数	議員の選出区分を構成する市町村
第1区分	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町	4人	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町
第2区分	桜井市、宇陀市、曽爾村及び御杖村	1人	桜井市
		2人	宇陀市、曽爾村及び御杖村
第3区分	五條市、野迫川村及び十津川村	2人	五條市、野迫川村及び十津川村
第4区分	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町	1人	大和郡山市
		4人	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町
第5区分	香芝市、葛城市及び広陵町	1人	葛城市
		2人	香芝市及び広陵町
第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	2人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
		2人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村
第7区分	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村	4人	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(議会の組織に関する経過措置)

第2条 この規約による改正前の第5条第1項の規定により選出された議会の議員は、

改正後の第5条第1項の規定により選出されたものとみなす。

(管理者及び副管理者の任期に関する経過措置)

第3条 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において管理者及び副管理者である者の任期は、その日に満了する。

(準備行為)

第4条 この規約による改正後の第8条第4項から第6項までの規定による管理者、代表副管理者及び副管理者の選出に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

奈良県広域消防組合規約

改正後	改正前
(議会の組織) 第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は25人とし、別表（え）欄に掲げる市町村の協議に基づき別に定めるところにより、同表（う）欄に掲げる議員の数の組合議員を、当該区分を構成する市町村の長又は議員の中から選出する。 2 (略) (執行機関の組織) 第8条 (略) 2 組合に副管理者6人を置き、その1人を代表副管理者とする。 3 副管理者の定数は、組合の条例で増加することができる。 4 管理者は、別表（あ）欄に掲げる区分ごとに同表（い）欄に掲げる市町村の長の互選により定める代表市町村長（以下「代表市町村長」という。）の中から、組合の条例で定める総会において組合市町村の長の互選により定める。 5 副管理者は、管理者以外の代表市町村長をもって充てて。 6 代表副管理者は、副管理者の互選により定める。 (管理者等の任期) 第10条 管理者、代表副管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）並びに代表市町村長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定に関わらず、代表市町村長は別表（い）欄に掲げる代表市町村長の選出区分を組織する市町村の長の許可をもって辞任することができる。	(議会の組織) 第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は25人とし、別表第1の区分を構成する市町村の協議に基づき別に定めるところにより、同表の区分ごとにそれぞれ同表に定める議員の数の組合議員を、当該区分を構成する市町村の長又は議員の中から選出する。 2 (略) (執行機関の組織) 第8条 (略) 2 組合に副管理者2人を置く。ただし、組合の条例でその定数を増加することができる。 3 管理者は、組合市町村の長の互選により定める。 4 副管理者は、管理者の属する市町村以外の組合市町村の長の互選により定める。 (管理者等の任期) 第10条 管理者及び副管理者の任期は、組合市町村の長として在任する期間とする。

改正後	改正前
3 管理者等及び代表市町村長が組合市町村の長の職を失ったときは、同時に管理者等及び代表市町村長の職を失う。 4 管理者等及び代表市町村長がその職を辞し又は失ったとき、補欠の管理者等及び代表市町村長の任期は、前任の残任期間とする。 <u>(正副管理者会議)</u> 第13条 組合の運営に関する重要事項等の意思決定を行うため、正副管理者会議を置く。 2 前項の正副管理者会議は、管理者等をもって構成する。 3 正副管理者会議の運営に必要な事項については、組合の条例で定める。 <u>(附属機関)</u> 第15条 組合に企画調整会議を置く。 2 企画調整会議は、管理者の諮問に応じ、消防に関する事項について調査審議する。 3 前項に定めるもののほか、企画調整会議について、必要な事項は別に定める。 (削る) <u>(経費の支弁方法)</u> 第16条 組合の経費は、組合市町村の分担金、手数料、補助金その他の収入をもってこれに充てる。	<u>(運営協議会)</u> 第13条 組合の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。 2 前項の運営協議会の委員は、別表第1の区分ごとにそれぞれ同表に定める当該区分を構成する市町村の長の代表者各1人をもって充てる。 3 運営協議会の運営に必要な事項については、管理者が定める。 <u>(経費の支弁方法)</u> 第15条 組合の経費は、組合市町村の分担金、手数料、補助金その他の収入をもってこれに充てる。 <u>(経費の負担)</u> 第16条 組合の経費のうち、人件費（退職手当に係る経費を除く。）については、別表第2の区分ごとに当該区分に属する消防署等の職員の配置人数に応じて組合が算定した割合により当該区分を構成する市町村が負担する。

改正後		改正前	
(削る)		2 人件費以外の経費（退職手当に係る経費を含む。）については、組合市町村の協議により負担割合を別に定めるものとする。	
(削る)		3 別表第2の各区分を構成する市町村の負担割合は、各区分ごとに当該区分を構成する市町村が協議して定める。	
(経費の負担)			
第17条 前条の分担金は、その総額を基準財政需要額割、救急出動件数割等に基づき算出するものとし、その割合は組合の条例で定める。			
2 管理者が、前項の規定によることが適当でないと認める経費については、関係市町村の協議により負担の方法を定めるものとする。			
(削る)			
別表 (第5条、第8条、第10条関係)		別表第1 (第5条、第13条関係)	
(あ)	(い)	(う)	(え)
代表市町村長の選出区分	代表市町村長の選出区分を構成する市町村	議員の数	議員の選出区分を構成する市町村

区分	議員の数	区分を構成する市町村
山辺	4人	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町
桜井	1人	桜井市
五條	2人	五條市、十津川村及び野迫川村
大和郡山	1人	大和郡山市
西和	4人	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、河合町及び王寺町
宇陀	2人	宇陀市、曾爾村及び御杖村
葛城	1人	葛城市
吉野	2人	吉野町、川上村、東吉野村、下北山村及び北上山村
中和	4人	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村
中吉野	2人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村
香芝・広陵	2人	香芝市及び広陵町

改正後				改正前													
第1区分	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町	4人	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町	別表第2（第16条関係） <table><tr><th>区分</th><th>区分を構成する市町村</th><th>区分に属する消防署等</th></tr><tr><td>山辺</td><td>天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町</td><td>天理消防署 磯城消防署 山添消防署</td></tr><tr><td>桜井</td><td>桜井市</td><td>桜井消防署</td></tr><tr><td>五條</td><td>五條市及び十津川村</td><td>五條消防署</td></tr></table>		区分	区分を構成する市町村	区分に属する消防署等	山辺	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町	天理消防署 磯城消防署 山添消防署	桜井	桜井市	桜井消防署	五條	五條市及び十津川村	五條消防署
区分	区分を構成する市町村	区分に属する消防署等															
山辺	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町	天理消防署 磯城消防署 山添消防署															
桜井	桜井市	桜井消防署															
五條	五條市及び十津川村	五條消防署															
第2区分	桜井市、宇陀市、曾爾村及び御杖村	1人 2人	桜井市 宇陀市、曾爾村及び御杖村														
第3区分	五條市、野迫川村及び十津川村	2人	五條市、野迫川村及び十津川村														
第4区分	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町	1人	大和郡山市														
		4人	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町														
第5区分	香芝市、葛城市及び広陵町	1人 2人	葛城市 香芝市及び広陵町														
第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	2人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村														
		2人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村														
第7区分	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村	4人	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村														

(削る)

(削る)

改正後		改正前	
	大和郡山	大和郡山市	大和郡山消防署
	西和	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、河合町及びひ王寺町	西和消防署
	宇陀	宇陀市、曽爾村及び御杖村	宇陀消防署
	葛城	葛城市	葛城消防署
	吉野	吉野町、川上村、東吉野村、下北山村及び北上山村	吉野消防署
	中和	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村	高田消防署 橿原消防署 御所消防署 高市消防署
	中吉野	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村	大淀消防署 下市消防署
	香芝・広陵	香芝市及び広陵町	香芝消防署 広陵消防署
	野迫川	野迫川村	野迫川村役場

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(議会の組織に関する経過措置)

第2条 この規約による改正前の第5条第1項の規定により選出された議会の議員は、改正後の第5条第1項の規定により選出されたものとみなす。

(管理者及び副管理者の任期に関する経過措置)

第3条 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において管理者及び副管理者である者の任期は、その日に満了する。

(準備行為)

第4条 この規約による改正後の第8条第4項から第6項までの規定による管理者、代表副管理者及び副管理者の選出に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

議案第 47 号

天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務
委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約を別紙のとおり変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

三宅町長 森田 浩司

天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務
委託に関する規約の一部を変更する規約

天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約（昭和48年三宅町規約第3号）の一部を次のように変更する。

題名及び第1条中「、川西町及び三宅町」を「、川西町、三宅町及び田原本町」に改める。

第2条第1項中「、川西町及び三宅町」を「、川西町、三宅町及び田原本町」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）田原本町 一般廃棄物のうち、し尿の処分

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約新旧対照表

改正後（案）	現 行
天理市、山添村、川西町、<u>三宅町</u>及び<u>田原本町</u>一般廃棄物の処理事務委託に関する規約 (目的) 第1条 天理市、山添村、川西町、<u>三宅町</u>及び<u>田原本町</u>（以下「関係市町村」という。）が広域的に一般廃棄物の処理を行うため、この規約を定める。 (委託事務の範囲) 第2条 山添村、川西町、<u>三宅町</u>及び<u>田原本町</u>（以下「関係市町村」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を天理市に委託する。 (1) 山添村 一般廃棄物の処分（し尿は除く。） (2) 川西町及び三宅町 一般廃棄物の処分 (3) <u>田原本町</u> 一般廃棄物のうち、し尿の<u>処分</u> 2 天理市が処理する関係市町村の不燃物等のごみの埋立に要する用地は、関係町村が協議して確保する。 第3条～第6条（略） 附 則（略） 附 則 この規約は、<u>令和3年4月1日から施行する。</u>	天理市、山添村、川西町及び<u>三宅町</u>一般廃棄物の処理事務委託に関する規約 (目的) 第1条 天理市、山添村、川西町及び<u>三宅町</u>（以下「関係市町村」という。）が広域的に一般廃棄物の処理を行うため、この規約を定める。 (委託事務の範囲) 第2条 山添村、川西町及び<u>三宅町</u>（以下「関係町村」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を天理市に委託する。 (1) 山添村 一般廃棄物の処分（し尿は除く。） (2) 川西町及び三宅町 一般廃棄物の処分 2 天理市が処理する関係市町村の不燃物等のごみの埋立に要する用地は、関係町村が協議して確保する。 第3条～第6条（略） 附 則（略）

三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出
三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 公の施設の所在及び名称

三宅町大字伴堂848番地の1
三宅町保健福祉施設 あざさ苑

2. 指定管理者となる団体の名称

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂848番地の1
社会福祉法人 三宅町社会福祉協議会
副会長 乾 田 治

3. 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第 49 号

三宅町立東屏風体育館指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出
三宅町長 森田 浩 司

1. 指定管理者に管理を行なわせようとする公の施設
三宅町大字屏風 44 番地の 29
三宅町立東屏風体育館
2. 指定管理者となる団体
三宅町大字屏風 440 番地の 5
東屏風自治会
会長 池田年夫
3. 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

同意第 15 号

三宅町政治倫理審査会委員の選任について

下記の者を三宅町政治倫理審査会委員に選任したいので、三宅町政治倫理条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 住 所	
氏 名	畑中 祥好
生年月日	

報告 第3号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同法同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三税 第508号

三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例に関する専決処分書

三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する
条例（平成25年6月三宅町条例第47号）の一部を改正する条例の制
定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により専決処分する。

令和2年9月28日

三宅町長 森 田 浩 司

条例 第 2 1 号

三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する
条例（平成 2 5 年 6 月三宅町条例第 4 7 号）の一部を改正する条例を、
別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 8 日 専決
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成 25 年 6 月三宅町条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「法律第 25 条」を「法律第 26 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
(平成25年6月 三宅町条例第47号) 新旧対照表

改正後（案）	現行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 対象施設 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律<u>第26条</u>の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に定める施設をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 対象施設 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律<u>第25条</u>の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に定める施設をいう。